

国家戦略特区における「医療法人の新理事長要件」の適用についての要望



【概要】

- ・ 2015年7月に成立した特区法で「医療法人の理事長要件の見直し」がなされ、非医師であっても医療法人の理事長になれることになりました
- ・ 17年9月現在、まだ事例はありませんが、この度、新要件の適用を要望できたらと思います

【背景】

- ・ 要望者は、認定 NPO 法人フローレンスの代表理事として、医療と保育の交差する領域、訪問型病児保育を運営してきました
- ・ また、医師とともに訪問型病児保育に往診を付加する仕組みを、日本で初めて実装しました
- ・ その過程の中で、理事として医師とともに医療法人社団ペルルを立ち上げ、主に往診事業を運営していました
- ・ 今回、10月より医療法人社団ペルルが、初台に新規の小児科外来クリニックを立ち上げることになりました
- ・ 「(就労しづらい) 子育て中の女医が、子育てをしている当事者家庭を支える」というコンセプトのもと、開業時間の短い「時短クリニック」である、という

ところに社会的意義の一つがあります

- また、クリニックの入る複合施設「おやこ基地シブヤ」の中には、病児保育に加え、認可保育所、障害児保育園が入っています
- 児童福祉に医療が関わることで、これまで預かりができなかった病児や障害児を安全にお預かりができる事につながっていきます



↑医療法人が運営する「病児保育室フローレンス」

←おやこ基地シブヤ(渋谷区初台)

【民間人理事長を望む理由】

- 新規の外来クリニックを開院するにあたって、初期に 5000 万円近い費用を借り入れする必要がでてきました
- 医師である院長にとって、大きな額の借り入れは心理的負担が大きく、また「時短クリニック」という通常ではない形のスタイルのため、しっかりと持続可能な経営ができるかという点でもリスクがあります
- 院長としては、できれば経営と現場を分離し、経営（と経営責任）は経営に強みを持つ人物に託し、現場の医療と子育て中の親子への支援に全力を投じたいという希望を持っています
- そうした院長の希望を叶え、またそれによって新しいコンセプトのクリニックの運営をよりスムーズにしていくためにも、今回の新要件に則って、理事長交代を申請したいと思っています

【社会的意義】

- 経営的責任を非医師が取ることによって、それまで中々開業に踏み切れない立場の子育て中の医師、介護やご自身の都合で長時間働けない医師も、開業し地域医療を

支える立場になることができます

- 今回のような「時短クリニック」や、医療と保育、医療と障害児支援の融合等、これまで既存の医療サイドからは出にくかった革新的な事例が生まれやすくなっていきます
- 「不慣れな経営を医療の傍にやる」という状況から脱せられるので、経営と医療の両方の質を上げられる可能性があります

以上

認定NPO 法人フローレンス 代表理事
医療法人社団 ペルル 理事
駒崎弘樹